

「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-宿泊分野の基準について-」の一部改正について

令和3年2月19日

「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-宿泊分野の基準について-」について、今般、下記のとおり必要な改正を行いましたので、公表します。

記

赤字が修正部分

通し 番号	該当ページ (改正後)	改正箇所	現行	改正
1	P5	第2 特定技能外国人が有すべき技能水準 【関係規定】 分野別運用方針(抜粋)	3 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項 宿泊分野において特定技能1号の在留資格で受け入れる外国人は、以下に定める試験に合格した者とする。 (1)技能水準(試験区分) 「宿泊業技能測定試験(仮称)」 (2)日本語能力水準 「日本語能力判定テスト(仮称)」又は「日本語能力試験(N4以上)」	3 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項 宿泊分野において特定技能1号の在留資格で受け入れる外国人は、以下に定める試験に合格した者とする。 (1)技能水準(試験区分) 「宿泊業技能測定試験」 (2)日本語能力水準 「国際交流基金日本語基礎テスト」又は「日本語能力試験(N4以上)」

2

分野
参考様式
第10-1
号

1枚目

分野参考様式第10-1号（特定技能所属機関）

宿泊分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書

出入国在留管理庁長官 殿

特定技能所属機関

氏名又は名称

住 所

特定技能外国人

氏 名

性 別

国 籍 ・ 地 域

生 年 月 日

記

宿泊分野における上記の特定技能外国人を受け入れるに当たり、以下の事項について誓約します。

【誓約事項】

- 1号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の在留資格（同表の特定技能の項の下欄第1号に係るものに限る。）をもって在留する外国人をいう。以下同じ。）に従事させる業務が、宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客及びレストランサービス等の宿泊サービスの提供に係る業務であること。
- 特定技能雇用契約において1号特定技能外国人を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第1号に規定する労働者派遣の対象とするものではないことを定めること。
- 旅館・ホテル営業（旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業をいう。（1）において同じ。）の形態で旅館業を営み、かつ、次のいずれにも該当すること。
 - (1) 旅館業法第3条第1項の旅館・ホテル営業の許可を受けていること。
 - (2) 1号特定技能外国人を、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号、次号において「風営法」という。）第2条第6項第4号に規定する施設において就労させないこと。
 - (3) 1号特定技能外国人に、風営法第2条第3項に規定する接待を行わせないこと。
- 国土交通省が設置する宿泊分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であること、又は、特定技能外国人を受け入れていない場合にあっては、特定技能外国人を受け入れた日から4か月以内に協議会の構成員となること。
- 協議会に対し、必要な協力を行うこと。
- 国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。
- 登録支援機関に適合1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては、下記(1)～(3)までのいずれにも該当する登録支援機関に委託すること。
 - (1) 協議会の構成員であること、又は、宿泊分野に係る1号特定技能外国人の支援を実施していない場合にあっては、支援を実施する1号特定技能外国人を、委託した特定技能所属機関が受け入れた日から4か月以内に協議会の構成員となること。
 - (2) 協議会に対し、必要な協力を行うこと。
 - (3) 国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。

（注）誓約事項を遵守することができなくなった場合は、その旨出入国在留管理庁長官及び当該分野を所管する関係行政機関の長に対し、報告を行うこと。

作成年月日 年 月 日

作成責任者

分野参考様式第10-1号（特定技能所属機関）

宿泊分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書

出入国在留管理庁長官 殿

特定技能所属機関

氏名又は名称

住 所

特定技能外国人

氏 名

性 別

国 籍 ・ 地 域

生 年 月 日

記

宿泊分野における上記の特定技能外国人を受け入れるに当たり、以下の事項について誓約します。

【誓約事項】

- 1号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の在留資格（同表の特定技能の項の下欄第1号に係るものに限る。）をもって在留する外国人をいう。以下同じ。）に従事させる業務が、宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客及びレストランサービス等の宿泊サービスの提供に係る業務であること。
- 特定技能雇用契約において1号特定技能外国人を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第1号に規定する労働者派遣の対象とするものではないことを定めること。
- 旅館・ホテル営業（旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業をいう。（1）において同じ。）の形態で旅館業を営み、かつ、次のいずれにも該当すること。
 - (1) 旅館業法第3条第1項の旅館・ホテル営業の許可を受けていること。
 - (2) 1号特定技能外国人を、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号、次号において「風営法」という。）第2条第6項第4号に規定する施設において就労させないこと。
 - (3) 1号特定技能外国人に、風営法第2条第3項に規定する接待を行わせないこと。
- 国土交通省が設置する宿泊分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であること、又は、特定技能外国人を受け入れていない場合にあっては、特定技能外国人を受け入れた日から4か月以内に協議会の構成員となること。
- 協議会に対し、必要な協力を行うこと。
- 国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。
- 登録支援機関に適合1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては、下記(1)～(3)までのいずれにも該当する登録支援機関に委託すること。
 - (1) 協議会の構成員であること、又は、宿泊分野に係る1号特定技能外国人の支援を実施していない場合にあっては、支援を実施する1号特定技能外国人を、委託した特定技能所属機関が受け入れた日から4か月以内に協議会の構成員となること。
 - (2) 協議会に対し、必要な協力を行うこと。
 - (3) 国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。

（注）誓約事項を遵守することができなくなった場合は、その旨出入国在留管理庁長官及び当該分野を所管する関係行政機関の長に対し、報告を行うこと。

作成年月日 年 月 日

作成責任者

3

分野
参考様式
第10-2
号

1枚目

分野参考様式第10-2号（登録支援機関）

宿泊分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書

出入国在留管理庁長官 殿

登録支援機関

氏名又は名称

住 所

特定技能所属機関

氏名又は名称

住 所

特定技能外国人

氏 名

性 別

国籍・地域

生 年 月 日

記

宿泊分野における上記の特定技能所属機関が雇用する特定技能外国人に係る1号特定技能外国人支援計画の実施の委託を受けるに当たり、以下の事項について誓約します。

【誓約事項】

1. 国土交通省が設置する宿泊分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下「協議会」という。）の構成員であること、又は、宿泊分野に係る1号特定技能外国人の支援を実施していない場合であっても、支援を実施する1号特定技能外国人を、委託した特定技能所属機関が受け入れた日から4か月以内に協議会の構成員となること。
2. 協議会に対し、必要な協力をを行うこと。
3. 国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力をを行うこと。

（注）誓約事項を遵守することができなくなった場合は、その旨出入国在留管理庁長官及び当該分野を所管する関係行政機関の長に対し、報告を行うこと。

作成年月日 年 月 日

作成責任者 

分野参考様式第10-2号（登録支援機関）

宿泊分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書

出入国在留管理庁長官 殿

登録支援機関

氏名又は名称

住 所

特定技能所属機関

氏名又は名称

住 所

特定技能外国人

氏 名

性 別

国籍・地域

生 年 月 日

記

宿泊分野における上記の特定技能所属機関が雇用する特定技能外国人に係る1号特定技能外国人支援計画の実施の委託を受けるに当たり、以下の事項について誓約します。

【誓約事項】

1. 国土交通省が設置する宿泊分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下「協議会」という。）の構成員であること、又は、宿泊分野に係る1号特定技能外国人の支援を実施していない場合であっても、支援を実施する1号特定技能外国人を、委託した特定技能所属機関が受け入れた日から4か月以内に協議会の構成員となること。
2. 協議会に対し、必要な協力をを行うこと。
3. 国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力をを行うこと。

（注）誓約事項を遵守することができなくなった場合は、その旨出入国在留管理庁長官及び当該分野を所管する関係行政機関の長に対し、報告を行うこと。

作成年月日 年 月 日

作成責任者